

## 景観評価リスト

事業所管課	中部総合事務所 県土整備局 河川砂防課	事業担当 氏名	河川みなど担当 係長 田原陽介
-------	------------------------	------------	--------------------

## 1 事業概要

事業名	東郷池改修事業
事業箇所	<input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 自然公園区域（三朝東郷湖県立自然公園） <input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input checked="" type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（湯梨浜町）
事業の種類	河川事業（湖岸堤整備工事）
事業期間	平成25年度～令和10年度
事業の規模	湖岸堤L=2.4km、全体事業費 1,600百万円（概算）
事業目的	当事業は、湯梨浜町松崎～引地地内の橋津川流域の東郷池湖岸において、湖岸堤を設置するものである。 当該箇所は、平成23年台風12号豪雨により東郷池が増水し、床上浸水7戸、床下浸水26戸の浸水被害が発生した。橋津川水系ではS62年台風19号の大水害を受け、橋津川下流の改修及び水門の改築、東郷川上流に東郷ダムの建設により治水対策を進めてきているところであるが、東郷池周辺の対策は未着手となっており、洪水による浸水被害の発生が懸念されている。このため、本事業により湖岸堤を設置して洪水による浸水被害を軽減し、人命・財産を守り地域住民生活の安全と民生の安定を図ることを目的とする。

## 2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）
【景観特性・景観資源】
・当該地区は、三朝東郷湖県立自然公園内の東郷池湖畔に位置しており、水鳥の浮かぶ水面や四つ手網、遠くの山々が温泉旅館と一体となって良好な水郷の景観を形成している。一方、松崎の四つ手網付近を除きほとんどの区間がコンクリート護岸で整備されており、ヨシ等の水生植物の自生が確認されるのは東郷川河口周辺の一部である。
【景観形成の基本的方向】
①整備する施設が視点場となる場合 ・住民や観光客が散策できるよう緩傾斜護岸として、東郷池の自然や眺望が楽しめるような景観形成を図る。
②整備する施設が主対象になる場合 ・東郷池と一体となった良好な景観を形成するため、盛土法面は緑化を基本とし、池側には波浪からの浸食を防止するための自然石張り等で周辺景観との調和を図る。
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合 ・周辺から池への眺望を損なわないよう盛土高を極力抑えた最小限の対策とともに、湖岸堤を設置する場合にはできる限り周辺景観との調和を図る。
(2) 特に配慮する事項
三朝東郷湖県立自然公園であることから、公園の景観を保全するとともに、東郷池は県内屈指の温泉観光地であり、シジミ漁に代表される漁業も盛んであること、また、魚釣りやカヌーなどのレジャー・水上スポーツにも利用されていることから、これらの利活用にも配慮しながら、まちづくりや周辺の活性化に資する計画としていくため、素案の策定期階から地元住民や関係団体の意見を反映させていく必要がある。このため、H23.11に地元関係者及び学識経験者をメンバーとした「東郷池河川整備計画検討会」を設置し、これまで5回の検討会を開催し、現地調査やワークショップを実施し、素案の検討を行なったほか、地域住民や関係団体との意見交換会を開催するなど、取組みの周知を行なうとともに、地域のニーズの把握に努めた。 その後、H26.1月に橋津川水系河川整備基本方針を策定、H26.3月に橋津川水系河川整備計画を策定した。

### 3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応																			
位置 ・ 規模	<p>■ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。</p> <p>□ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。</p> <p>□ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池への眺望を極力妨げないよう、盛土高を必要最小限とする。</li> </ul>																			
	<p>■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</p> <p>■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築堤影響範囲内にある樹木は、現状をできる限り変えない位置とする。</li> <li>施工範囲は、施工上の必要最小限の範囲とし、地形の改変を極力抑え、主対象への影響を最小限にする。</li> </ul>																			
形態 ・ 意匠	<p>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</p> <p>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</p> <p>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならぬ（大規模な修繕を含む）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土法面は緑化を基本とし（張芝）、池側には波浪からの浸食を防止するための自然石張り等で周辺景観との調和を図る。</li> </ul>																			
色彩	<p>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p>□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</p> <p>□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理道を遊歩道としての利用が想定される場合、舗装材は周辺の景観と調和した色彩とする。（注意喚起が必要な場合は別途考慮）</li> </ul>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩度</th> </tr> <tr> <th>景観形成 重点区域</th> <th>自然公園 の区域</th> <th>その他の 区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2 以下</td> <td>2 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4 以下</td> <td>4 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> <td>2 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p> <p>□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度			景観形成 重点区域	自然公園 の区域	その他の 区域	0.1R~10R	2 以下	2 以下	4 以下	0.1YR~5Y	4 以下	4 以下	6 以下	上記以外の色相	2 以下	2 以下	2 以下	
有彩色の色相	彩度																				
	景観形成 重点区域	自然公園 の区域	その他の 区域																		
0.1R~10R	2 以下	2 以下	4 以下																		
0.1YR~5Y	4 以下	4 以下	6 以下																		
上記以外の色相	2 以下	2 以下	2 以下																		

#### 4 特記事項 【具体的対応について】

湖岸堤池側の法面勾配は、現況護岸勾配に合わせ違和感のないよう 1:3.0 とする。

盛土法面は緑化（張芝）を基本とし、周辺景観との調和を図る。

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。